

2025年2月18日

お客さま各位

株式会社荘内銀行

「当行の個人番号の利用目的」の改定について

株式会社荘内銀行は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」といいます。）および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（以下「口座登録法」といいます。）に基づく受付の開始に伴い、個人番号の利用目的を変更（追加）するため、「当行の個人番号の利用目的」を下記の通り改定いたします。

記

1. 改定日

2025年4月1日（火）

但し、口座管理法および口座登録法に基づく受付開始日といたします。

2. 主な改定内容

個人番号の利用目的の変更（追加）

3. 新旧対照表（変更箇所は下線部分）

「当行の個人番号の利用目的」

改定後	改定前
当行の個人番号の利用目的 当行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、 <u>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律</u> に基づき、お客さまの個人番号を、以下の利用目的の達成に必要な範囲内において取り扱います。 ①金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務	当行の個人番号の利用目的 当行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、お客さまの個人番号を、以下の利用目的の達成に必要な範囲内において取り扱います。 ①金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務

<p>②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務</p> <p>③生命保険契約等に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>④損害保険契約等に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>⑤信託取引に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>⑥金地金等取引に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>⑦非課税貯蓄制度等の適用に関する事務</p> <p>⑧国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務</p> <p>⑨預貯金口座付番に関する事務</p> <p>⑩公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務</p> <p>⑪災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務</p> <p>⑫本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務</p>	<p>②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務</p> <p>③生命保険契約等に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>④損害保険契約等に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>⑤信託取引に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>⑥金地金等取引に関する法定書類作成・提供事務</p> <p>⑦非課税貯蓄制度等の適用に関する事務</p> <p>⑧国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務</p> <p>⑨預貯金口座付番に関する事務</p>
---	---

以上